

基礎資料 1



田舎

再犯の防止等に関する施策の指標

第1節	再犯防止に向けた政府の取組	166
第2節	再犯の防止等に関する施策の成果指標	167
第3節	再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標	179

第1節 再犯防止に向けた政府の取組

平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）が成立・施行されたことを受け、政府は、平成29年12月、平成30年度から令和4年度末までの5年間を計画期間とする、第一次の「再犯防止推進計画」（以下「第一次計画」という。）を閣議決定した。

推進法と第一次計画により、刑事司法関係機関を中心として進められてきた再犯防止の取組は、国・地方公共団体・民間協力者等が一体となって取り組むべき施策へと発展した。

政府は、第一次計画等に基づき、例えば、満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化、民間協力者の活動の促進等、様々な取組を進めてきた。そうした様々な取組の結果、出所等年を含む2年間^{*1}において刑務所等に再入所等する者の割合（以下「2年以内再入率」という。）を令和3年までに16%以下にすると政府目標^{*2}を、令和元年出所者で達成するなど（【指標番号3】参照）、再犯防止の取組は着実に成果を積み上げてきた。

しかし、第一次計画による取組によっても、刑法犯による検挙者に占める再犯者の割合は、依然として50%近くで高止まりしていることなどを受け、第一次計画による取組を検証し、残された課題を整理した。その結果、「個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養^{かん}した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること」、「支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があること」、「地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること」等の課題が確認された。

以上の課題を踏まえ、政府は、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」（以下「第二次計画」という。）を閣議決定した。第二次計画においては、第一次計画の重点課題を踏まえつつ、第二次計画の策定に向けた基本的な方向性^{*3}に沿って、以下の7つの事項を重点課題とした。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

※1 出所等年を含む2年間
出所等した年の翌年の年末まで

※2 「再犯防止に向けた総合対策」における数値目標（「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定））過去5年（平成18年から平成22年）における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準として、これを令和3年までに20%以上減少させるというもの。出所受刑者の2年以内再入率については、令和2年出所者について16%以下にすることが数値目標となる。

※3 第二次計画策定に向けた基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

以上の重点課題は、基本的には第一次計画の重点課題を踏襲しているが、第一次計画の重点課題であった「地方公共団体との連携強化等」については、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことこそが重要であることを踏まえ、第二次計画においては、「地域による包摂の推進」に変更した。また、第一次計画の重点課題であった「関係機関の人的・物的体制の整備等」については、施策の効果検証や広報・啓発活動の推進といった施策と一体のものとして、第二次計画においては、「再犯防止に向けた基盤の整備等」に変更した。

第二次計画では、上記の7つの重点課題に対し、96の施策を盛り込んでおり、計画期間は令和5年度から令和9年度末までの5年間である。政府は、第二次計画に盛り込まれた施策を可能な限り速やかに実施し、定期的に施策の進捗状況を確認しながら、施策の推進を図ることとしている。

第2節 再犯の防止等に関する施策の成果指標

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号 1-1】

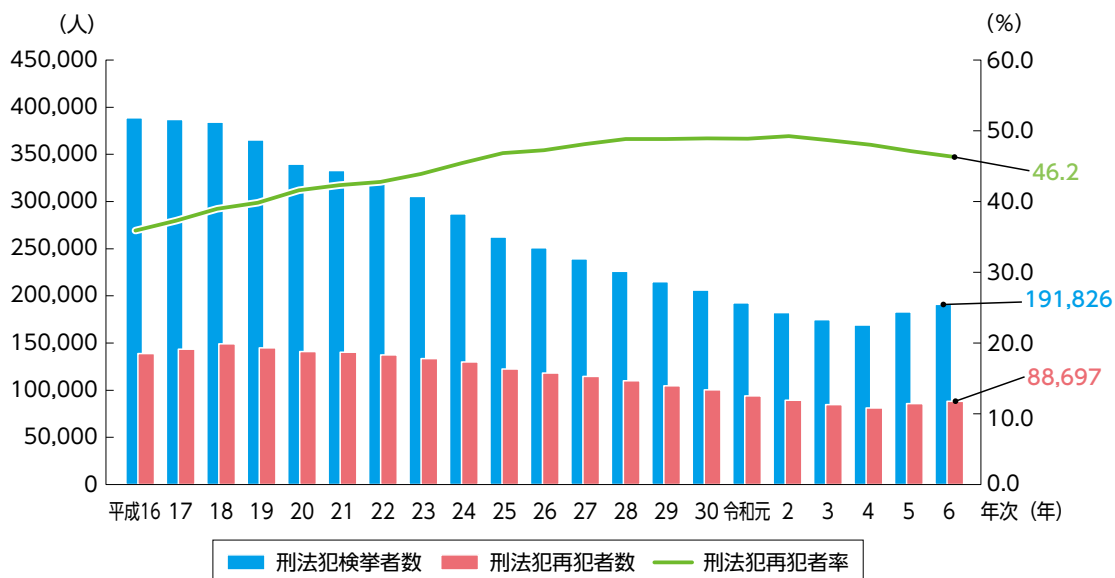
(平成16年～令和6年)

年次	刑法犯検挙者数	再犯者数及び再犯者率	
		刑法犯再犯者数	刑法犯再犯者率
平成16年	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
2	182,582	89,667	49.1
3	175,041	85,032	48.6
4	169,409	81,183	47.9
5	183,269	86,099	47.0
6	191,826	88,697	46.2

注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。



刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、平成19年以降、連続して減少し、令和4年は8万1,183人であったが、令和5年から増加に転じ、令和6年は8万8,697人であった。

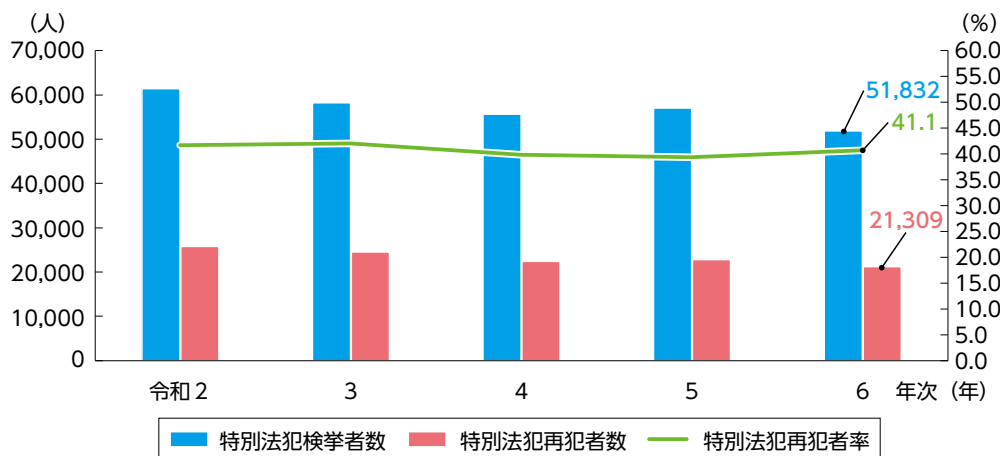
刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、平成9年以降上昇傾向にあったが、令和3年からは減少に転じ、令和6年は、46.2%と令和5年(47.0%)よりも0.8ポイント減少した。

2 特別法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号 1-2】

(令和2年～6年)

年次	特別法犯検挙者数	特別法犯再犯者数	
		特別法犯再犯者数	特別法犯再犯者率
令和2年	61,345	25,758	42.0
3	58,156	24,594	42.3
4	55,639	22,457	40.4
5	57,016	22,772	39.9
6	51,832	21,309	41.1

- 注 1 警察庁・犯罪統計による。
 2 「特別法犯再犯者」は、交通法令違反を除く特別法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反等を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「特別法犯再犯者率」は、特別法犯検挙者数に占める特別法犯再犯者数の割合をいう。



特別法犯検挙者中の特別法犯再犯者数は、令和元年以降、おおむね減少傾向にあり、令和6年は2万1,309人であった。

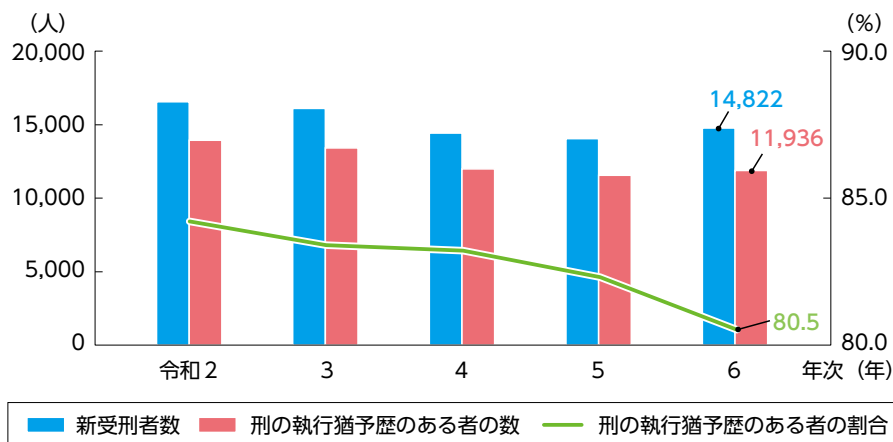
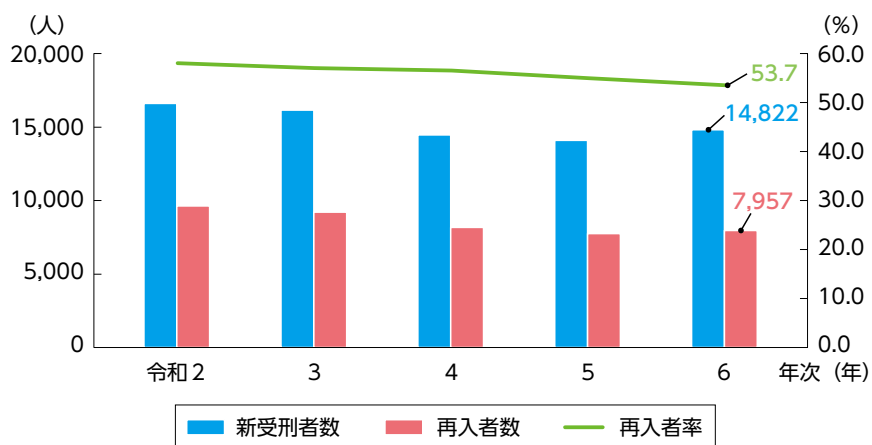
特別法犯再犯者率は、令和6年は41.1%と令和5年（39.9%）よりも1.2ポイント増加した。

3 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合【指標番号2】

(令和2年～6年)

年次	新受刑者数	再入者数	再入者率	刑の執行猶予歴のある者の数	刑の執行猶予歴のある者の割合
令和2年	16,620	9,640	58.0	13,995	84.2
3	16,152	9,203	57.0	13,475	83.4
4	14,460	8,180	56.6	12,036	83.2
5	14,085	7,748	55.0	11,595	82.3
6	14,822	7,957	53.7	11,936	80.5

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。
 3 「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
 4 「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。
 5 「刑の執行猶予歴のある者の数」は、新受刑者中初入者の刑の執行猶予歴のない者を除いた数をいう。



新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数と同様、近年連続して減少していたが、令和6年は増加に転じ、7,957人であった。

再入者率は、近年55～58%台で推移していたところ、令和6年は53.7%と令和5年（55.0%）よりも1.3ポイント減少した。

また、刑の執行猶予歴のある者の数は近年減少傾向にあったが、令和6年は令和5年より増加し、1万1,936人であった。刑の執行猶予歴のある者の割合は、80.5%であり、令和5年（82.3%）よりも1.8ポイント減少した。

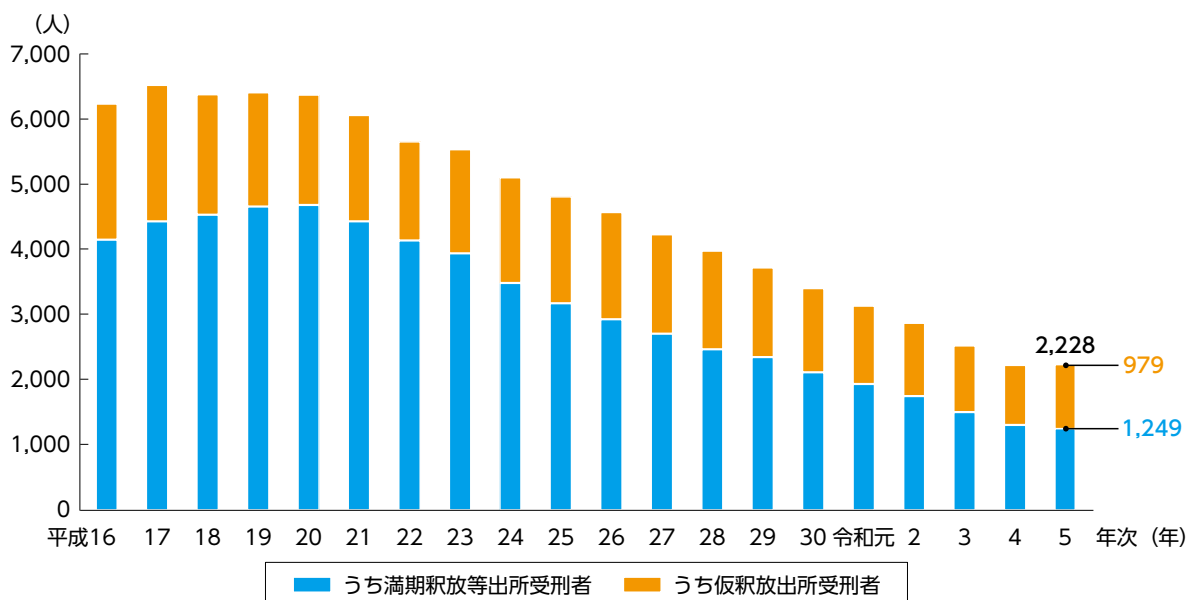
4 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】

(平成16年～令和5年)

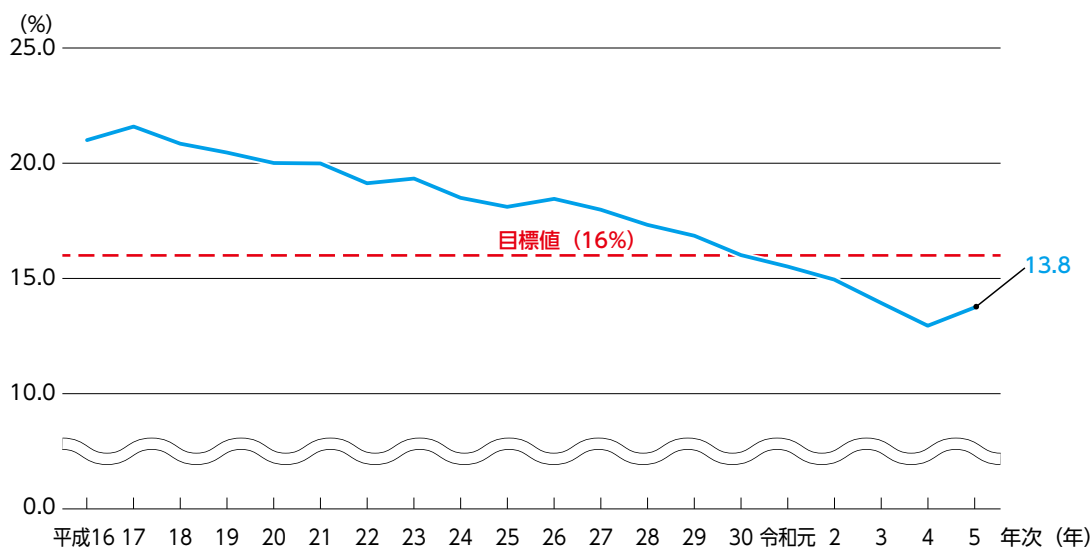
年次 (出所年)	出所受刑者数	2年以内再入者数		2年以内再入者数	うち再入者の内訳	
		うち満期 釈放等 出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者		うち満期釈放等 出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者
平成16年	29,526	12,836	16,690	6,236 (21.1)	4,155 (32.4)	2,081 (12.5)
17	30,025	13,605	16,420	6,519 (21.7)	4,434 (32.6)	2,085 (12.7)
18	30,584	14,503	16,081	6,380 (20.9)	4,536 (31.3)	1,844 (11.5)
19	31,297	15,465	15,832	6,409 (20.5)	4,661 (30.1)	1,748 (11.0)
20	31,632	15,792	15,840	6,372 (20.1)	4,687 (29.7)	1,685 (10.6)
21	30,178	15,324	14,854	6,044 (20.0)	4,424 (28.9)	1,620 (10.9)
22	29,446	14,975	14,471	5,649 (19.2)	4,140 (27.6)	1,509 (10.4)
23	28,558	13,938	14,620	5,533 (19.4)	3,944 (28.3)	1,589 (10.9)
24	27,463	12,763	14,700	5,100 (18.6)	3,487 (27.3)	1,613 (11.0)
25	26,510	11,887	14,623	4,804 (18.1)	3,173 (26.7)	1,631 (11.2)
26	24,651	10,726	13,925	4,569 (18.5)	2,928 (27.3)	1,641 (11.8)
27	23,523	9,953	13,570	4,225 (18.0)	2,709 (27.2)	1,516 (11.2)
28	22,909	9,649	13,260	3,971 (17.3)	2,470 (25.6)	1,501 (11.3)
29	21,998	9,238	12,760	3,712 (16.9)	2,348 (25.4)	1,364 (10.7)
30	21,032	8,733	12,299	3,396 (16.1)	2,114 (24.2)	1,282 (10.4)
令和元年	19,953	8,313	11,640	3,125 (15.7)	1,936 (23.3)	1,189 (10.2)
2	18,923	7,728	11,195	2,863 (15.1)	1,749 (22.6)	1,114 (10.0)
3	17,793	6,963	10,830	2,515 (14.1)	1,504 (21.6)	1,011 (9.3)
4	17,116	6,480	10,636	2,218 (13.0)	1,306 (20.2)	912 (8.6)
5	16,202	5,991	10,211	2,228 (13.8)	1,249 (20.8)	979 (9.6)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
 4 ()内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。

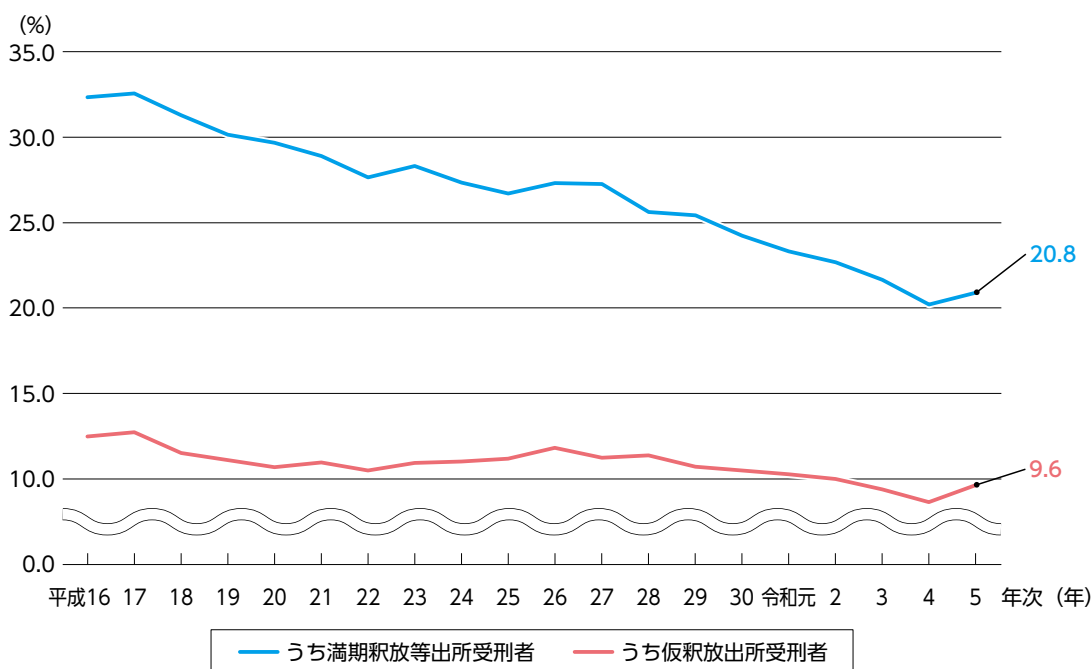
指標番号 3-1 出所受刑者の2年以内再入者数の推移



指標番号 3-2-1 出所受刑者の2年以内再入率の推移



指標番号 3-2-2 出所受刑者の2年以内再入率の推移 (出所事由別)



出所受刑者の2年以内再入者数は、平成20年以降、連続して減少していたが、令和5年は増加に転じ、2,228人であった。もっとも、この数値は、近年2年以内再入者数が最も多かった平成17年出所者(6,519人)と比べて約3分の1であった。

「再犯防止推進計画加速化プラン」(令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定)において、満期釈放の者の再入者数については、令和4年までに2,000人以下とするという数値目標^{※4}を設定していたところ、令和元年の満期釈放者^{※5}の再入者数は1,936人となって当該目標を達成し、令和5年では、更に1,249人まで減少した。

※4 「再犯防止推進計画加速化プラン」における数値目標

過去5年(平成25年から平成29年まで)における満期釈放者の2年以内再入者数の平均(2,726人)を基準として、これを令和4年までに、その2割以上を減少させ、2,000人以下とするもの。

※5 本章において、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいい、「満期釈放者」は、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者をいう。なお、刑の一部の執行猶予制度は平成28年6月から施行されている。

また、出所受刑者の2年以内再入率については、「再犯防止に向けた総合対策」において、令和3年までに16%以下にするとの数値目標を設定しているところ、令和元年出所者では15.7%となって当該目標を達成し、令和5年出所者では、13.8%となっている。なお、いずれの出所年においても、満期釈放者の2年以内再入率は、仮釈放者のそれよりも高く、令和5年は、仮釈放者の2年以内再入率が9.6%であるのに対し、満期釈放者の2年以内再入率は20.8%であった。

5 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（不同意性交等・不同意わいせつ等）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別2年以内再入率【指標番号4】

罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗） (令和元年～5年)

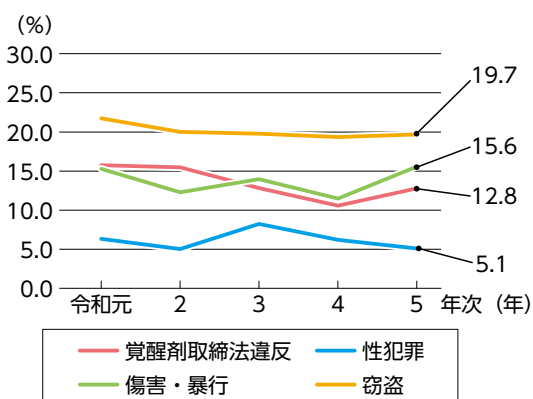
年次 (出所年)	覚醒剤取締法違反		性犯罪		傷害・暴行		窃盗	
	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数
令和元年	5,367	846 (15.8)	630	40 (6.3)	955	146 (15.3)	6,663	1,450 (21.8)
2	5,008	776 (15.5)	536	27 (5.0)	943	116 (12.3)	6,441	1,290 (20.0)
3	4,531	581 (12.8)	461	38 (8.2)	815	114 (14.0)	6,193	1,226 (19.8)
4	4,399	466 (10.6)	467	29 (6.2)	722	83 (11.5)	5,908	1,144 (19.4)
5	4,056	519 (12.8)	509	26 (5.1)	706	110 (15.6)	5,687	1,121 (19.7)

特性別（高齢、女性） (令和元年～5年)

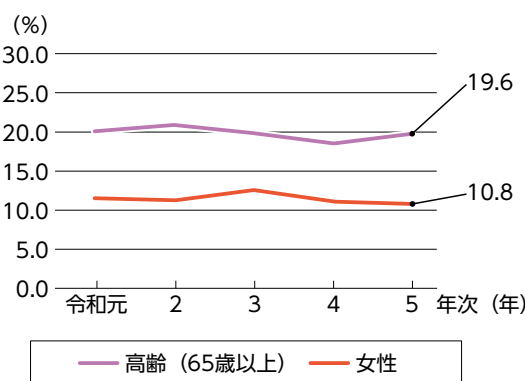
年次	高齢（65歳以上）		女性	
	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数
令和元年	2,762	549 (19.9)	1,886	214 (11.3)
2	2,692	557 (20.7)	1,892	208 (11.0)
3	2,636	518 (19.7)	1,711	207 (12.1)
4	2,602	475 (18.3)	1,774	192 (10.8)
5	2,449	479 (19.6)	1,765	190 (10.8)

- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 特性別（高齢）の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 4 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
 5 () 内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。
 6 「性犯罪」は、不同意性交等・不同意わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいい、令和4年以前は、強制性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。
 7 「傷害」は、傷害致死を含む。

指標番号 4-1 2年以内再入率（罪名別）の推移



指標番号 4-2 2年以内再入率（特性別）の推移



少年院出院者2年以内再入院率・刑事施設入所率
特性別（少年）

（令和元年～5年）

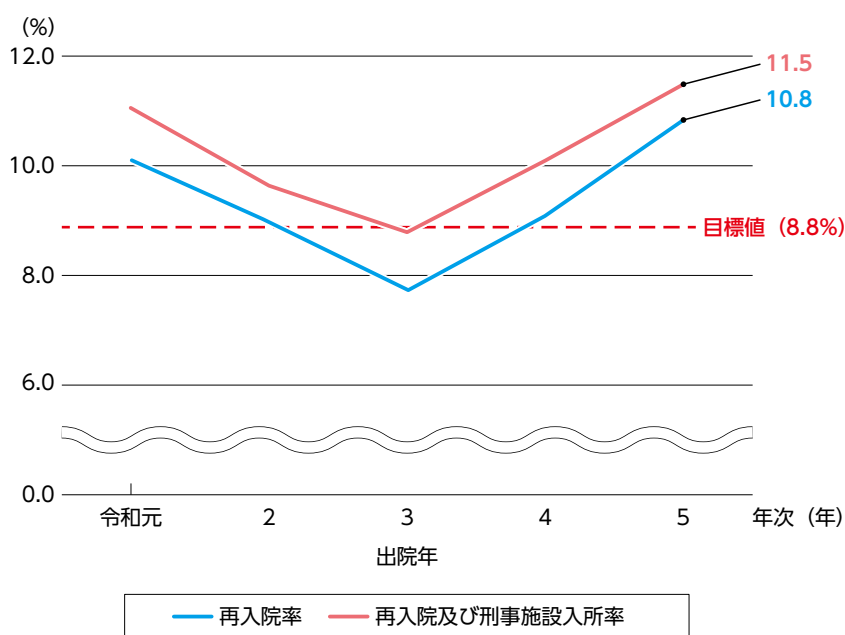
年次 (出院年)	出院者数	2年以内再入院者数	2年以内再入院者及び 刑事施設入所者数
令和元年	2,065	208 (10.1)	229 (11.1)
2	1,698	152 (9.0)	164 (9.7)
3	1,567	121 (7.7)	138 (8.8)
4	1,363	124 (9.1)	138 (10.1)
5	1,328	144 (10.8)	153 (11.5)

注 1 法務省調査による。

2 「2年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者（第5種少年院出院者を除く。）のうち、出院年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。

3 () 内は、各年の少年院出院者（第5種少年院出院者を除く。）数に占める再入院者数・刑事施設入所者数の割合である。

指標番号 4-3 少年院出院者の2年以内再入院率、2年以内再入院及び刑事施設入所率の推移



令和5年出所者の2年以内再入院率について、主な罪名・特性別で見ると、「窃盗」（19.7%）、「高齢（65歳以上）」（19.6%）、「傷害・暴行」（15.6%）が全体（13.8%）よりも高くなっている。また、令和4年出所者と比べて、「性犯罪」は1.1ポイント減少した一方で、「窃盗」（0.3ポイント増）、「高齢」（1.3ポイント増）、「覚醒剤取締法違反」（2.2ポイント増）及び「傷害・暴行」（4.1ポイント増）は上昇した（「女性」はポイントの増減なし）。

一方、少年院出院者の2年以内再入院率については、「再犯防止に向けた総合対策」において、令和3年までに8.8%以下にするとの数値目標を設定していたところ、令和3年出院者の2年以内再入院率は7.7%となって当該目標を達成したが、令和4年出院者から増加に転じ、令和4年出院者の2年以内再入院率は9.1%、令和5年出院者の2年以内再入院率は10.8%であった。また、2年以内再入院及び刑事施設入所率は11.5%となっている。

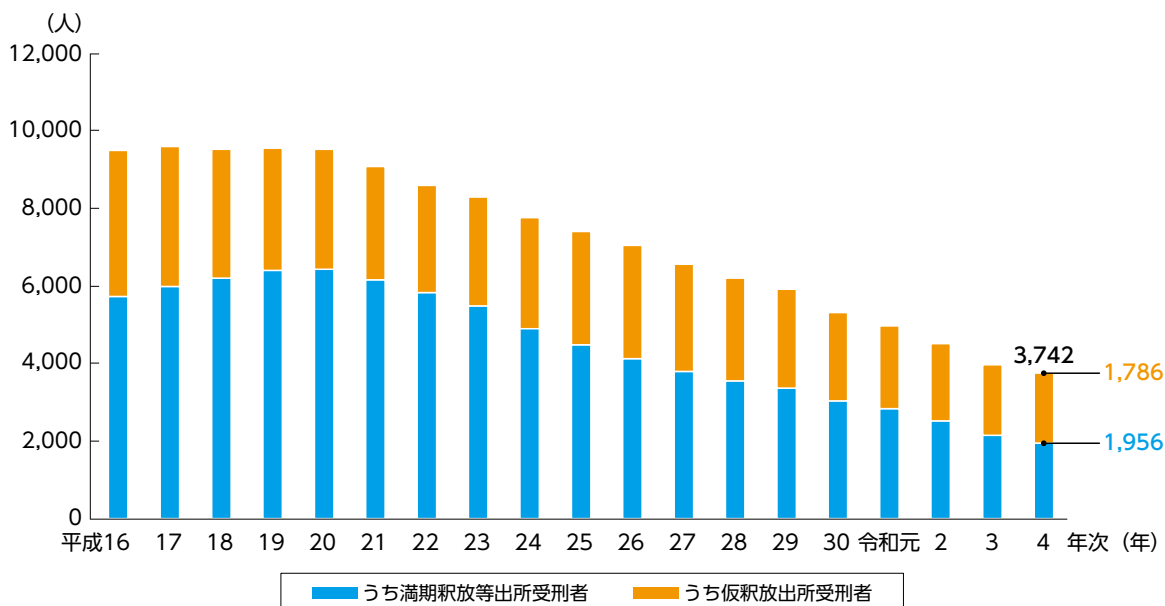
6 出所受刑者の3年以内再入者数及び3年以内再入率【指標番号5】

(平成16年～令和4年)

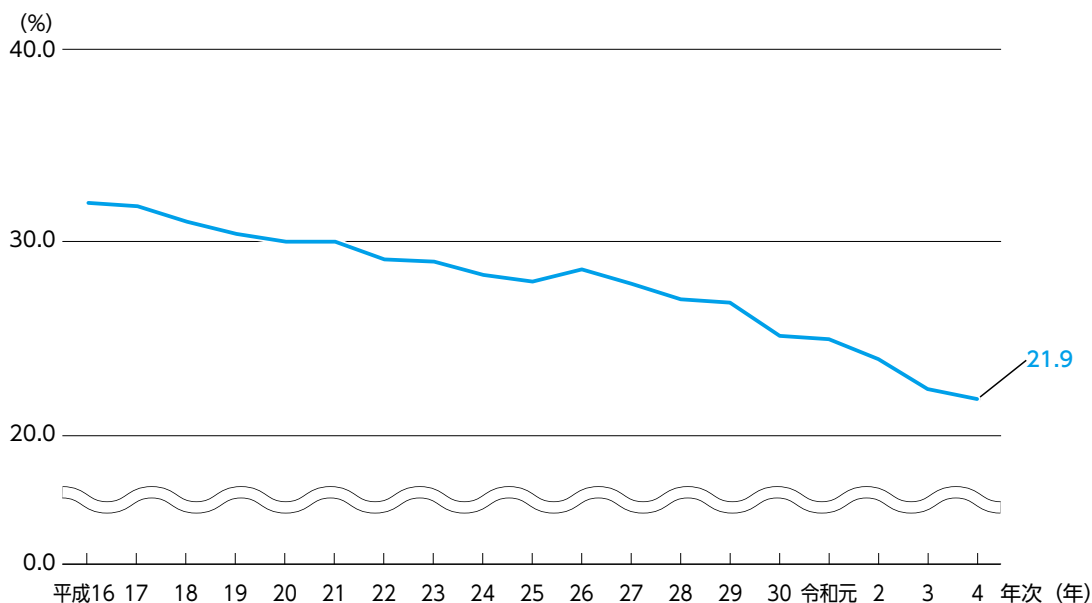
年次 (出所年)	出所 受刑者数	出所受刑者		3年以内 再入者数	うち満期 釈放等 出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者
		うち満期 釈放等 出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者			
平成16年	29,526	12,836	16,690	9,488 (32.1)	5,743 (44.7)	3,745 (22.4)
17	30,025	13,605	16,420	9,590 (31.9)	5,976 (43.9)	3,614 (22.0)
18	30,584	14,503	16,081	9,526 (31.1)	6,208 (42.8)	3,318 (20.6)
19	31,297	15,465	15,832	9,544 (30.5)	6,391 (41.3)	3,153 (19.9)
20	31,632	15,792	15,840	9,518 (30.1)	6,430 (40.7)	3,088 (19.5)
21	30,178	15,324	14,854	9,069 (30.1)	6,148 (40.1)	2,921 (19.7)
22	29,446	14,975	14,471	8,573 (29.1)	5,829 (38.9)	2,744 (19.0)
23	28,558	13,938	14,620	8,294 (29.0)	5,478 (39.3)	2,816 (19.3)
24	27,463	12,763	14,700	7,790 (28.4)	4,931 (38.6)	2,859 (19.4)
25	26,510	11,887	14,623	7,413 (28.0)	4,490 (37.8)	2,923 (20.0)
26	24,651	10,726	13,925	7,056 (28.6)	4,130 (38.5)	2,926 (21.0)
27	23,523	9,953	13,570	6,564 (27.9)	3,801 (38.2)	2,763 (20.4)
28	22,909	9,649	13,260	6,205 (27.1)	3,552 (36.8)	2,653 (20.0)
29	21,998	9,238	12,760	5,909 (26.9)	3,371 (36.5)	2,538 (19.9)
30	21,032	8,733	12,299	5,300 (25.2)	3,039 (34.8)	2,261 (18.4)
令和元年	19,953	8,313	11,640	4,983 (25.0)	2,846 (34.2)	2,137 (18.4)
2	18,923	7,728	11,195	4,517 (23.9)	2,532 (32.8)	1,985 (17.7)
3	17,793	6,963	10,830	3,980 (22.4)	2,159 (31.0)	1,821 (16.8)
4	17,116	6,480	10,636	3,742 (21.9)	1,956 (30.2)	1,786 (16.8)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 「3年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、3年目(翌々年)の年末までに再入所した者の人員をいう。
 4 ()内は、各年の出所受刑者数に占める3年以内再入者数の割合である。

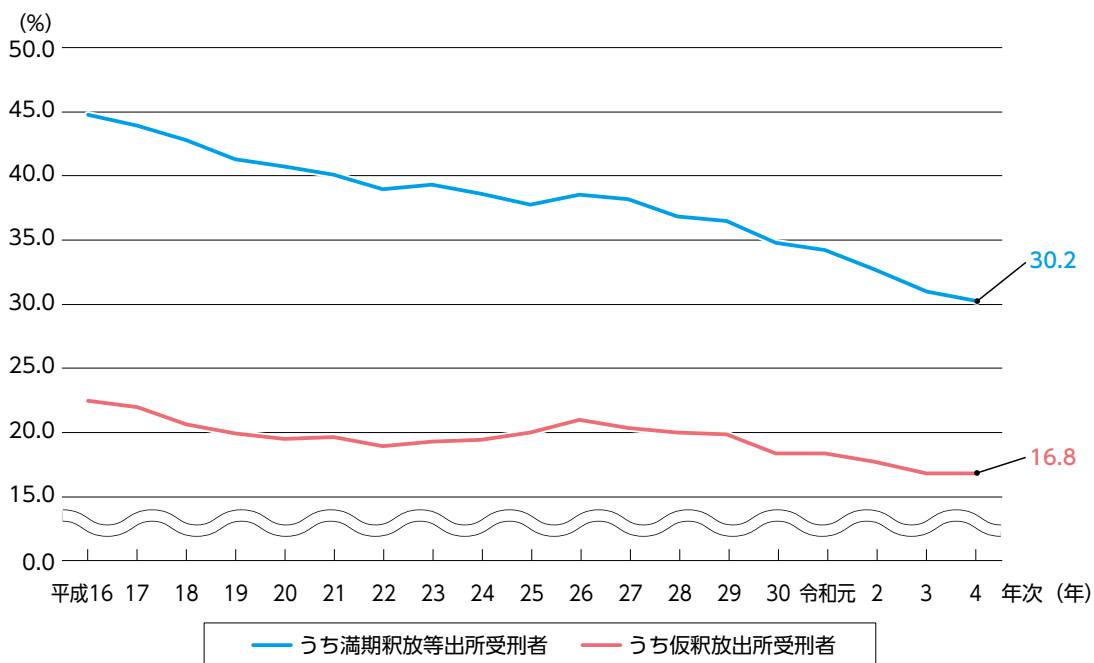
指標番号 5-1 出所受刑者の3年以内再入者数の推移



指標番号 5-2-1 出所受刑者の3年以内再入率の推移



指標番号 5-2-2 出所受刑者の3年以内再入率の推移 (出所事由別)



出所受刑者の3年以内再入者数は、平成19年以降、毎年減少しており、令和4年出所者では3,742人と、近年3年以内再入者数が最も多かった平成17年出所者(9,590人)と比べて2分の1以下であった。出所事由別の再入者数を見ると、令和4年の満期釈放者の3年以内再入者数は1,956人であり、減少傾向にある。また、令和4年の仮釈放者の3年以内再入者数は1,786人であり、こちらも減少傾向にある。

また、出所受刑者の3年以内再入率については、令和4年出所者では21.9%となっている。いずれの出所年においても、満期釈放者の3年以内再入率は、仮釈放者のそれよりも高く、令和4年は、仮釈放者の3年以内再入率が16.8%であるのに対し、満期釈放者の3年以内再入率は30.2%であった。

7 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（不同意性交等・不同意わいせつ等）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別3年以内再入率【指標番号6】

罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗） (令和元年～4年)

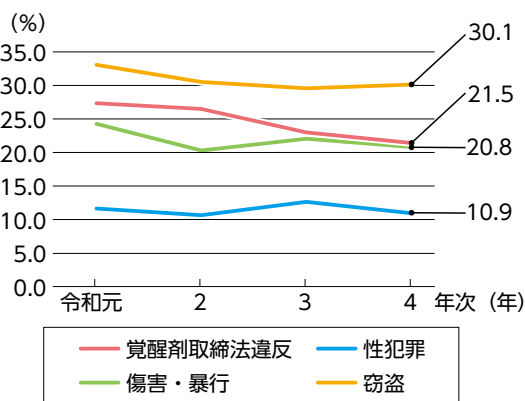
年次 (出所年)	覚醒剤取締法違反		性犯罪		傷害・暴行		窃盗	
	出所 受刑者数	3年以内 再入者数	出所 受刑者数	3年以内 再入者数	出所 受刑者数	3年以内 再入者数	出所 受刑者数	3年以内 再入者数
令和元年	5,367	1,463 (27.3)	630	73 (11.6)	955	231 (24.2)	6,663	2,199 (33.0)
2	5,008	1,323 (26.4)	536	57 (10.6)	943	191 (20.3)	6,441	1,960 (30.4)
3	4,531	1,040 (23.0)	461	58 (12.6)	815	179 (22.0)	6,193	1,829 (29.5)
4	4,399	944 (21.5)	467	51 (10.9)	722	150 (20.8)	5,908	1,778 (30.1)

特性別（高齢、女性） (令和元年～令和4年)

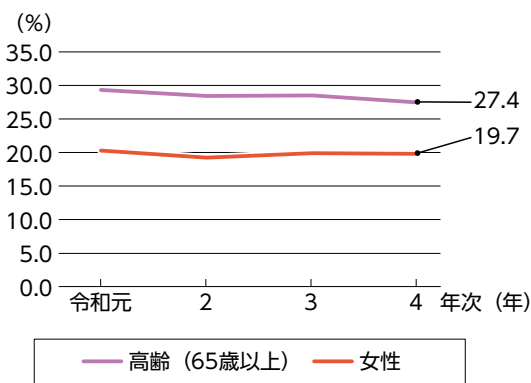
年次	高齢（65歳以上）		女性	
	出所 受刑者数	3年以内 再入者数	出所 受刑者数	3年以内 再入者数
令和元年	2,762	807 (29.2)	1,886	381 (20.2)
2	2,692	763 (28.3)	1,892	362 (19.1)
3	2,636	748 (28.4)	1,711	338 (19.8)
4	2,602	712 (27.4)	1,774	350 (19.7)

- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 特性別（高齢）の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 4 「3年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、3年目（翌々年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
 5 ()内は、各年の出所受刑者数に占める3年以内再入者数の割合である。
 6 「性犯罪」は、不同意性交等・不同意わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいい、令和4年以前は、強制性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。
 7 「傷害」は、傷害致死を含む。

指標番号 6-1 3年以内再入率（罪名別）の推移



指標番号 6-2 3年以内再入率（特性別）の推移

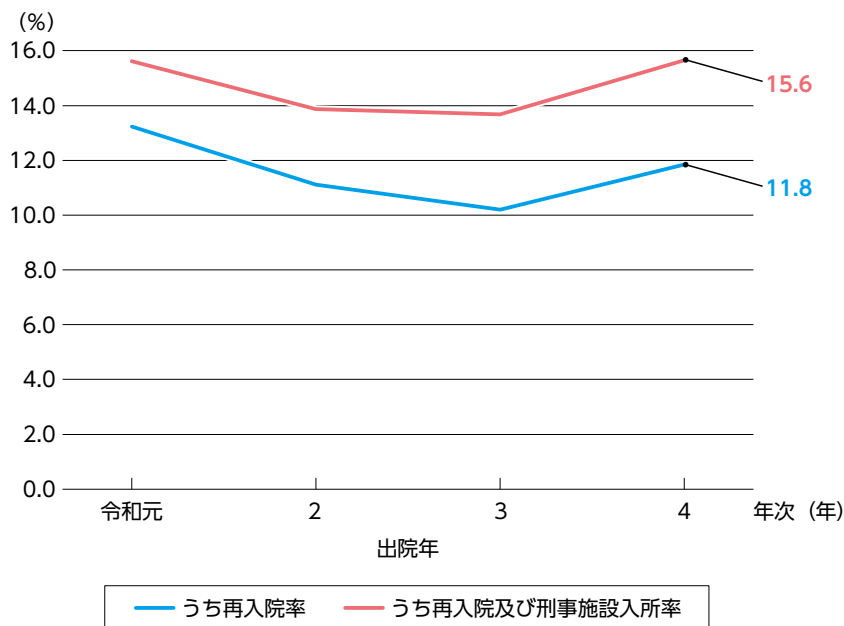


少年院出院者3年以内再入院率・刑事施設入所率
 特性別（少年） (令和元年～4年)

年次 (出院年)	出院者数	3年以内再入院者数	3年以内再入院者及び 刑事施設入所者数
令和元年	2,065	273 (13.2)	322 (15.6)
2	1,698	188 (11.1)	235 (13.8)
3	1,567	159 (10.1)	214 (13.7)
4	1,363	161 (11.8)	213 (15.6)

- 注 1 法務省調査による。
 2 「3年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者のうち、出院年を1年目として、3年目（翌々年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
 3 ()内は、各年の少年院出院者（第5種少年院出院者を除く。）数に占める再入院者数・刑事施設入所者数の割合である。

指標番号 6-3 少年院出院者の3年以内再入院率、3年以内再入院及び刑事施設入所率の推移



令和4年出所者の3年以内再入率について、主な罪名・特性別で見ると、「窃盗」(30.1%)、「高齢(65歳以上)」(27.4%)が全体(21.9%)よりも高くなっている。

また、令和4年出所者の3年以内再入率は、令和3年出所者と比べて、「性犯罪」(1.7ポイント減)、「覚醒剤取締法違反」(1.5ポイント減)、「傷害・暴行」(1.2ポイント減)、「高齢」(1.0ポイント減)、「女性」(0.1ポイント減)が低下した一方、「窃盗」(0.6ポイント増)は上昇している。

一方、少年院出院者の3年以内再入院率については、令和元年以降減少していたが、令和4年出院者の3年以内再入院率は11.8%となり令和3年より増加した。3年以内再入院及び刑事施設入所率は15.6%であった。

8 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率【指標番号7】

(令和2年～6年)

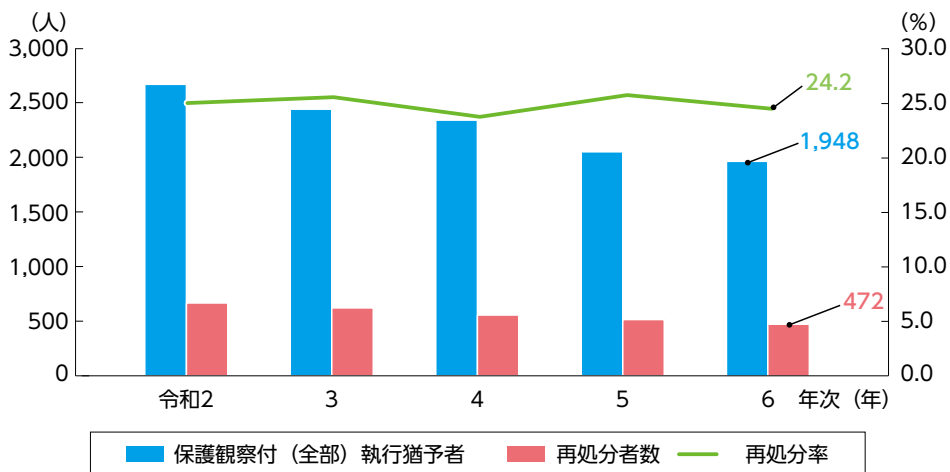
年次	保護観察付(全部)執行猶予者			保護観察処分少年		
	うち再処分者数	再処分率	再処分率	うち再処分者数	再処分率	
令和2年	661	25.0	25.0	1,245	16.3	
3	618	25.5	25.5	1,219	16.1	
4	551	23.8	23.8	1,168	17.8	
5	509	25.1	25.1	1,186	20.1	
6	472	24.2	24.2	1,379	20.5	

注 1 法務省・保護統計年報による。

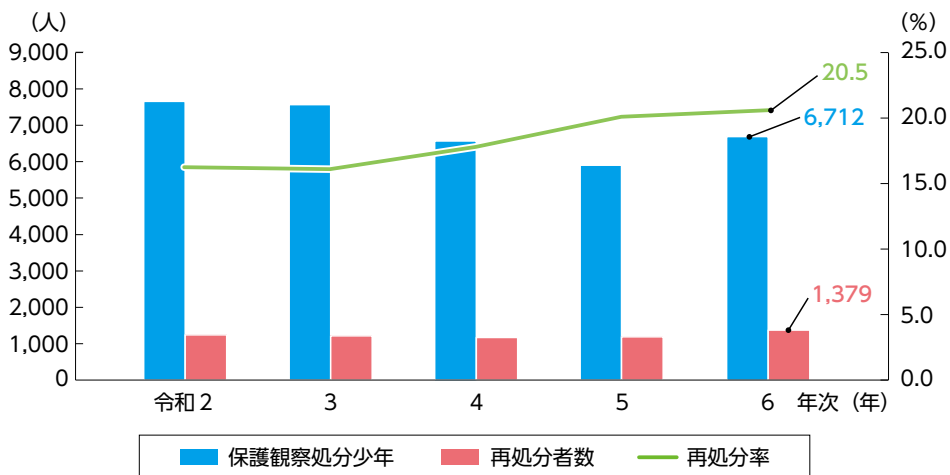
2 「保護観察付(全部)執行猶予者」は、保護観察の終了者数を、「保護観察処分少年」は、交通短期保護観察の対象者及び更生指導の対象者を除いた保護観察の終了者数を計上している。

3 「再処分者数」は、保護観察中の犯罪又は非行により刑の言渡し、起訴猶予の処分又は保護処分を受けた者の数を計上している。保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は含まない。

指標番号 7-1 保護観察付（全部）執行猶予者の再処分者数及び再処分率



指標番号 7-2 保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率



保護観察付（全部）執行猶予者のうち、再処分に至った者は令和6年は472人であった。また、保護観察処分少年のうち、再処分に至った者は1,379人であった。

再処分率については、令和6年において、保護観察付（全部）執行猶予者が24.2%（令和5年比0.9ポイント減）であり、保護観察処分少年は20.5%（令和5年比0.4ポイント増）となっている。

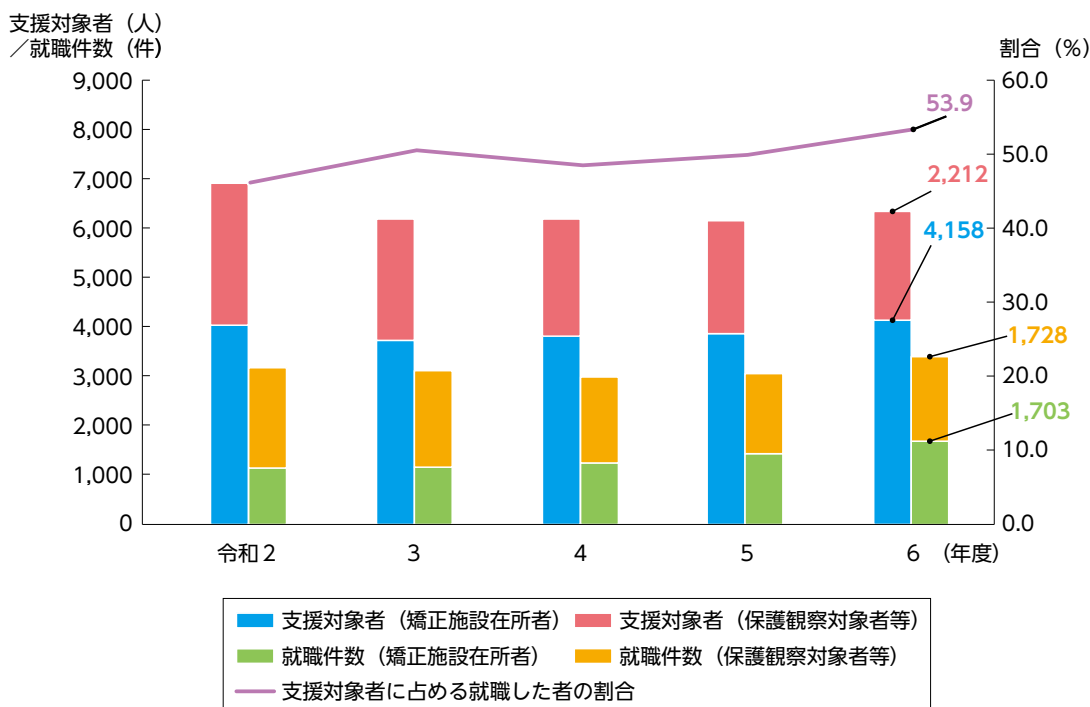
第3節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

1 就労・住居の確保等関係

(1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号8】
(令和2年度～6年度)

年 度	支援対象者数	支援対象者数		就職件数	就職件数		割 合
		うち矯正施設 在所者	うち保護観察 対象者等		うち矯正施設 在所者	うち保護観察 対象者等	
令和2年度	6,947	4,056	2,891	3,194	1,156	2,038	46.0
3	6,221	3,745	2,476	3,130	1,167	1,963	50.3
4	6,219	3,829	2,390	3,004	1,254	1,750	48.3
5	6,185	3,883	2,302	3,072	1,438	1,634	49.7
6	6,370	4,158	2,212	3,431	1,703	1,728	53.9

注 1 厚生労働省調査による。
2 「支援対象者数」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して協力依頼がなされ、支援を開始した者の数を計上している。
3 「割合」は、「支援対象者数」における「就職件数」の割合をいう。



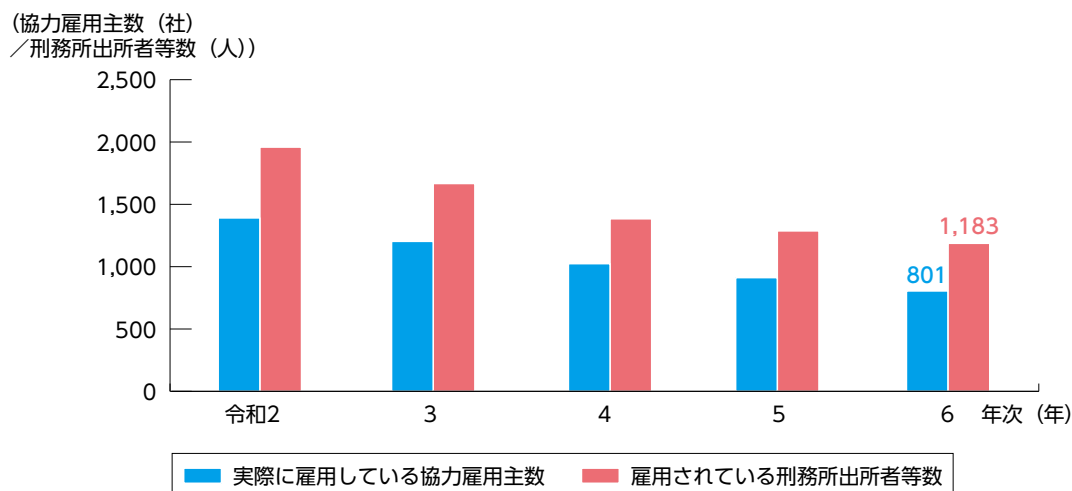
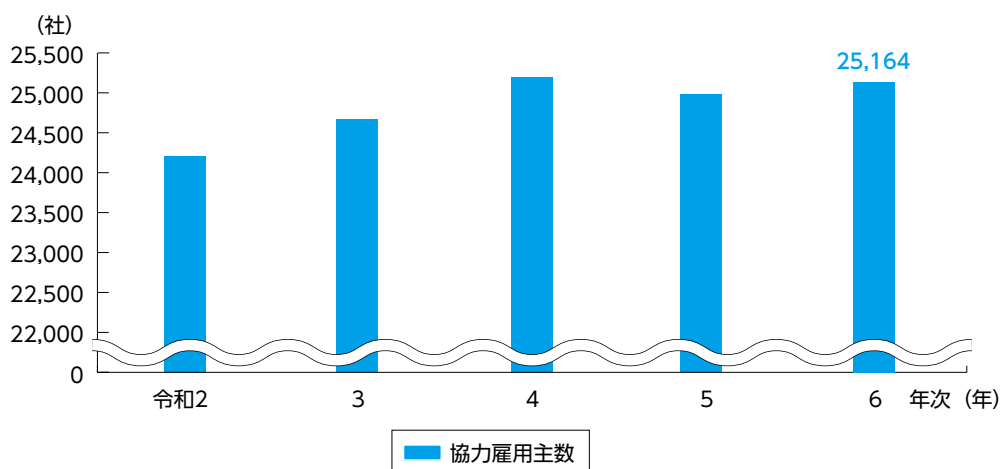
刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号7ア】参照）においては、出所受刑者数が近年減少している中、一定数の対象者に支援を実施し続けている。支援対象者のうち、就職した者の数（就職件数）は、平成23年度以降増加傾向にあったところ、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年度を境に減少したが、令和5年度から再び増加に転じ、令和6年度は3,431件と令和5年度(3,072件)より増加した。また、就職した者の割合は、令和6年度は53.9%と令和5年度(49.7%)よりも4.2ポイント増加した。

(2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号9】

(令和2年～6年)

年次	協力雇用主数	実際に雇用している協力雇用主数	雇用されている刑務所出所者等数
令和2年	24,213	1,391	1,959
3	24,665	1,208	1,667
4	25,202	1,024	1,384
5	24,969	912	1,287
6	25,164	801	1,183

- 注 1 法務省調査による。
 2 各年10月1日現在の数値である。
 3 「刑務所出所者等」は、少年院出院者及び保護観察対象者等を含む。



協力雇用主数は、令和6年10月1日現在、2万5,164社であり、令和5年10月1日現在(2万4,969社)より増加した。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、令和2年までに約1,500社にまで増加させるとの数値目標が設定されていたところ、令和元年に1,556社と目標を達成した。しかし、令和2年以降は減少傾向にあり、令和6年は801社となり、令和5年(912社)より減少した。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数についても、令和2年以降は減少傾向にあり、令和6年は1,183人となり、令和5年(1,287人)より減少した。

(3) 国及び地方公共団体において雇用した犯罪をした者等の数【指標番号 10】

(令和2年度～6年度)

年 度	国	地方公共団体
令和2年度	8	9
3	4	6
4	5	7
5	7	1
6	6	2

注 1 法務省調査による。地方公共団体の実績は、保護観察所において把握している数値である。
 2 複数年度にわたって雇用継続している場合は、就労開始年度に計上している。

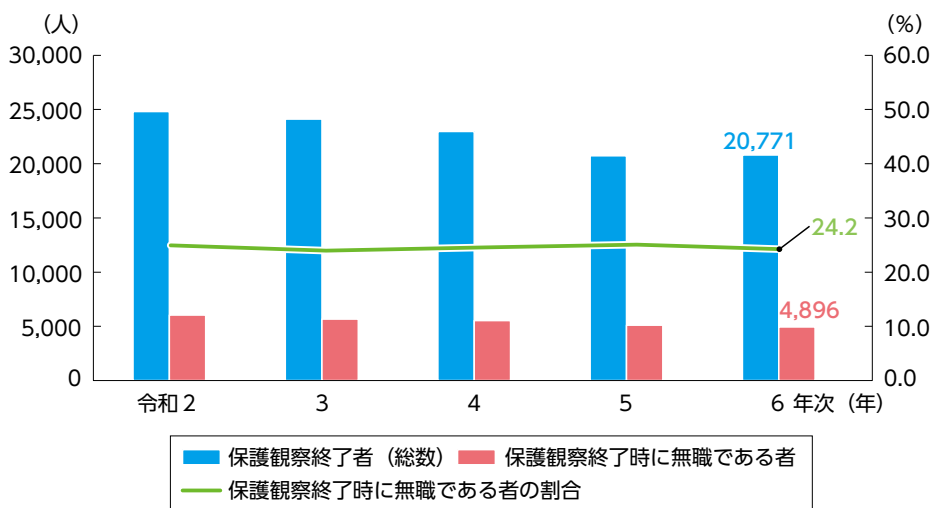
国において雇用した犯罪をした者等について、令和6年度は6人であった。地方公共団体において雇用した者については、令和6年度は2人であった。

(4) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号 11】

(令和2年～6年)

年 次	保護観察終了者（総数）	職業不詳の者	無職である者
令和2年	24,844	517	6,075 (25.0)
3	24,075	473	5,653 (24.0)
4	22,915	448	5,534 (24.6)
5	20,694	441	5,079 (25.1)
6	20,771	567	4,896 (24.2)

注 1 法務省・保護統計年報による。
 2 「無職である者」は、各年に保護観察を終了した者のうち、終了時職業が無職である者から、定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除いて計上している。
 3 ()内は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める「無職である者」の割合である。
 4 交通短期保護観察の対象者、更生指導の対象者及び婦人補導院仮退院者を除く。



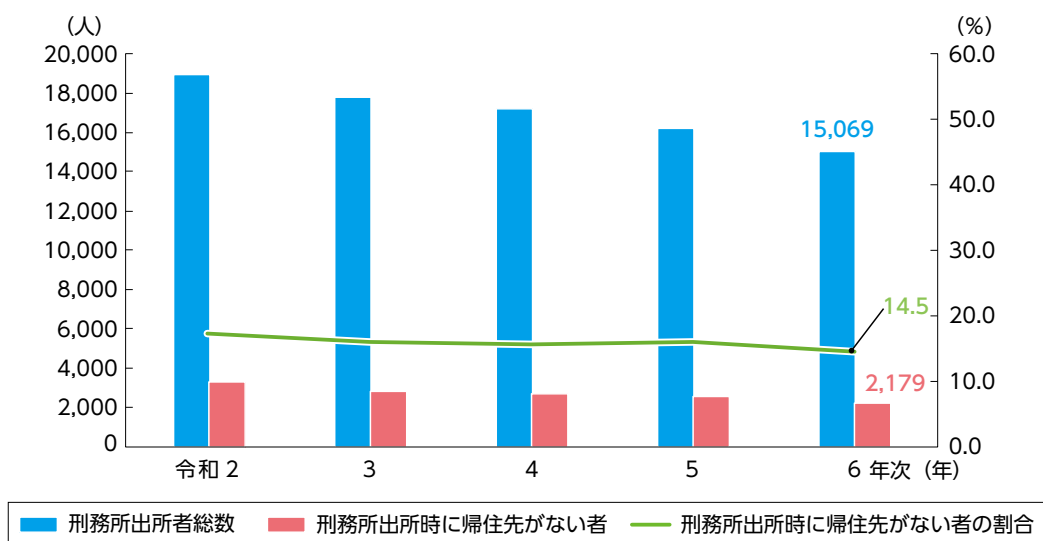
保護観察終了時に無職である者の数は、令和6年は令和5年(5,079人)より減少して4,896人であった。その割合は、令和元年までは21～22%台で推移していたところ、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年に大きく増加し、令和6年は24.2%であった。

(5) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号 12】

(令和2年～6年)

年次	刑務所出所者総数	帰住先がない者
令和2年	18,931	3,266 (17.3)
3	17,809	2,844 (16.0)
4	17,143	2,678 (15.6)
5	16,233	2,591 (16.0)
6	15,069	2,179 (14.5)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
 3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のものである者などを含む。
 4 () 内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。



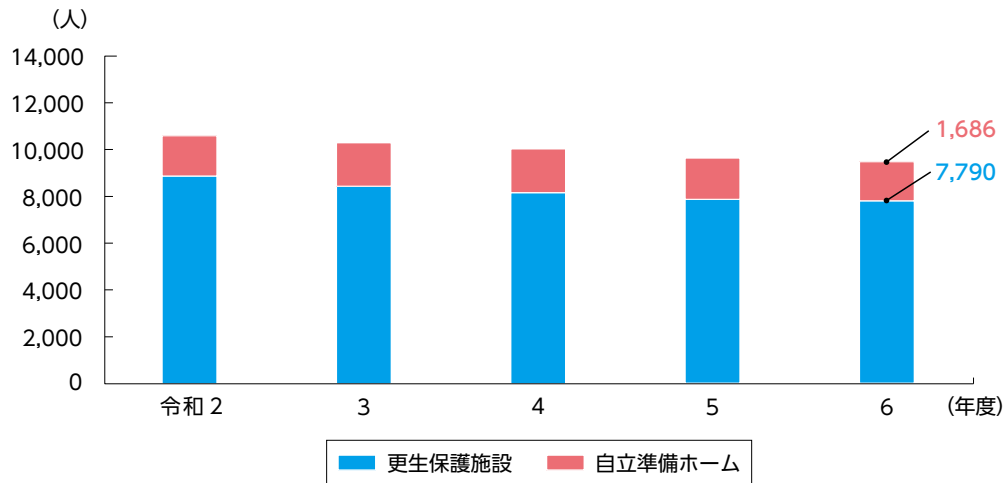
刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、令和2年までに4,450人以下に減少させるとの数値目標を設定していたところ、平成29年には当該目標を達成し、令和6年は2,179人にまで減少した。刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合は、令和6年は14.5%と令和5年（16.0%）よりも1.5ポイント減少した。

(6) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号 13】

(令和2年度～6年度)

年度	更生保護施設	自立準備ホーム	計
令和2年度	8,870	1,719 (290)	10,589
3	8,428	1,863 (318)	10,291
4	8,159	1,868 (318)	10,027
5	7,866	1,775 (325)	9,641
6	7,790	1,686 (275)	9,476

- 注 1 法務省調査による。
 2 () 内は、各年度の薬物依存症リハビリ施設（ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの）への委託人員数（内数）である。



更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は、出所受刑者数等が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年度はそれぞれ7,790人、1,686人であった。

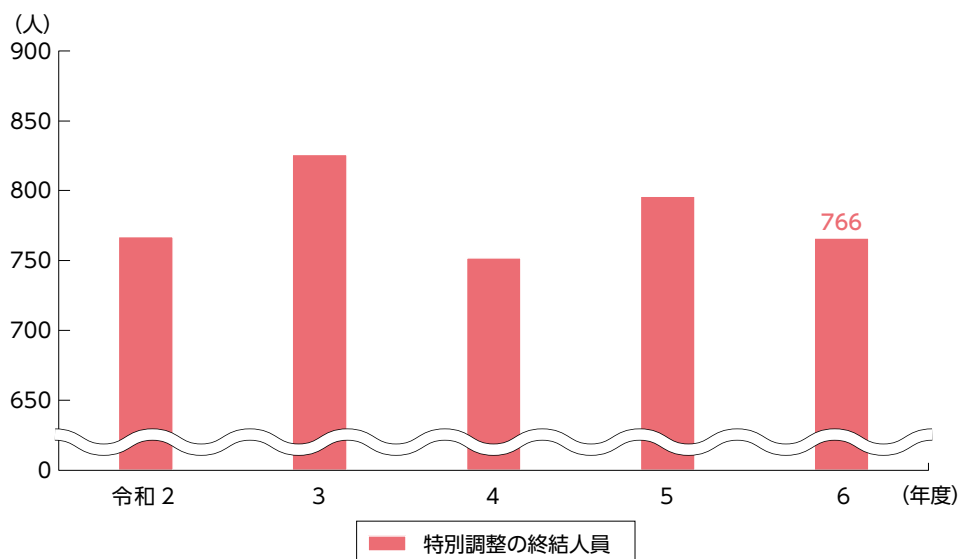
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号 14】

(令和2年度～6年度)

年度	特別調整の 終結人員	内訳			
		高齢	身体障害	知的障害	精神障害
令和2年度	767	370	104	211	311
3	826	401	90	235	373
4	752	350	99	188	350
5	796	385	100	211	369
6	766	366	88	209	392

- 注 1 法務省調査による。
 2 「終結人員」は、少年を含む。
 3 「終結人員」は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 4 内訳は重複計上による。



特別調整（【施策番号 28】参照）により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数は、出所受刑者数等が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、令和 6 年度は 766 人と令和 5 年度（796 人）よりも減少した。

なお、内訳（複数該当あり）を見ると、令和 6 年度は「精神障害」が最も多く、次いで「高齢」が多くなっている。

（2）検察庁等と保護観察所との連携による入口支援を実施した者の数【指標番号 15】

【更生緊急保護の重点実施等の実施人員（令和 4 年度～5 年度）】

年 度	更生緊急保護の重点実施等
令和 4 年度	473
5	345

注 令和 5 年度は令和 5 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの実施人員である。

【勾留中の被疑者等に対する調整の開始人員（令和 5 年～6 年）】

年 次	勾留中の被疑者に対する調整	勾留中の被告人に対する調整	計
令和 5 年	36	22	58
6	384	381	765

注 令和 5 年は令和 5 年 12 月 1 日から同月 31 日までの実施人員である。

検察庁等と保護観察所との連携による入口支援を実施した者の数について、令和 5 年 11 月 30 日までは、各年度の「更生緊急保護の重点実施等の実施人員」を、令和 5 年 12 月 1 日からは、各年次の「勾留中の被疑者等に対する調整の開始人員」を計上している。刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により改正された更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）に基づき、令和 6 年に、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整を開始した人員は 384 人、勾留中の被告人に対する調整を開始した人員は 381 人であった。

（3）薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号 16】

（令和 5 年度～6 年度）

年 度	薬物事犯保護観察対象者数	うち保健医療機関・民間支援団体等で治療・支援を受けた者の数	
		数	割合
令和 5 年度	10,465	879	(8.4)
6	9,861	730	(7.4)

- 注 1 法務省調査による。
 2 「薬物事犯保護観察対象者数」は、類型別処遇における薬物類型保護観察対象者として、当該年度当初に保護観察を受けている者の数と当該年度に新たに保護観察を受けることとなった者の数を計上している。
 3 () 内は、薬物事犯保護観察対象者のうち、精神保健福祉センター、保健所、医療機関、民間支援団体等が行う治療・支援を受けた者の割合である。

薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、令和 6 年度はそれぞれ 730 人、7.4%であった。

3 学校等と連携した修学支援の実施等関係

(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号 17】

(少年院出院時)

(令和2年～6年)

年次	出院者数 (A)	(A) のうち、修学支援対象者数 (B)	(B) のうち、出院時復学・進学希望者 (C)	(C) のうち、出院時復学・進学決定者【指標番号 17】
令和2年	1,698	296	198	66 (33.3)
3	1,567	233	177	54 (30.5)
4	1,363	255	177	40 (22.6)
5	1,328	233	172	46 (26.7)
6	1,635	253	207	76 (36.7)

注 1 法務省調査による。

2 「出院者数」は、法務省・矯正統計年報による。

3 「修学支援対象者数」は、当該調査期間において出院した者のうち、出院時に修学支援対象者として選定されていた者を計上している。

4 「進学決定」は、入学試験に合格しているなど、進学が確定的である状態をいう。

5 () 内は、指標に該当する人員の割合である。

令和6年の少年院出院者のうち、在院中に修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は207人であったところ、そのうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ76人、36.7%であった。

(2) 保護観察所において修学支援を実施し、保護観察期間中に高等学校等を卒業若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号 18】

(保護観察終了時)

(令和5年度～6年度)

年度	保護観察所において修学支援を実施した者 (A)	(A) のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合 (B)	(参考) 各年末現在 就学類型認定状況
令和5年度	17	9 (53.0)	1,837
6	28	18 (64.3)	2,366

注 1 法務省調査による。

2 (A) は、報告対象年度に保護観察を終了した者（報告対象年度以前に保護観察を開始した者を含む。）のうち、保護観察期間中に修学支援を実施した者である。

3 (B) の、「保護観察終了時に高等学校等に在学している者」については、中学校に在学している者及び短期大学等に在学している者も含む。

4 () 内は、指標に該当する人員の割合である。

令和6年度に保護観察を終了した者のうち、当該年度に保護観察所において修学支援を実施した者は28人であった。そのうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合は、それぞれ18人、64.3%であった。

(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号 19】

(令和2年度～6年度)

年 度	受験者数	全科目合格者		1以上科目合格者	
		合格者数	合格率	合格者数	合格率
令和2年度	793	356	44.9	762	96.1
3	797	316	39.6	776	97.4
4	743	321	43.2	701	94.3
5	727	291	40.0	681	93.7
6	799	342	42.8	781	97.7

- 注 1 文部科学省調査による。
 2 「全科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。
 3 「1以上科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち全部又は一部の科目に合格した者をいう。
 4 「合格率」は、受験者数に占める「全科目合格者」、「1以上科目合格者」の割合である。

矯正施設における高等学校卒業程度認定試験（【施策番号 47】参照）の受験者数について、令和6年度は799人であった。

令和6年度の全科目合格者数は342人で、合格率は42.8%であった。また、全科目合格を含む1以上科目合格率は、近年90%以上の高い水準を維持しており、令和6年度は97.7%であった。

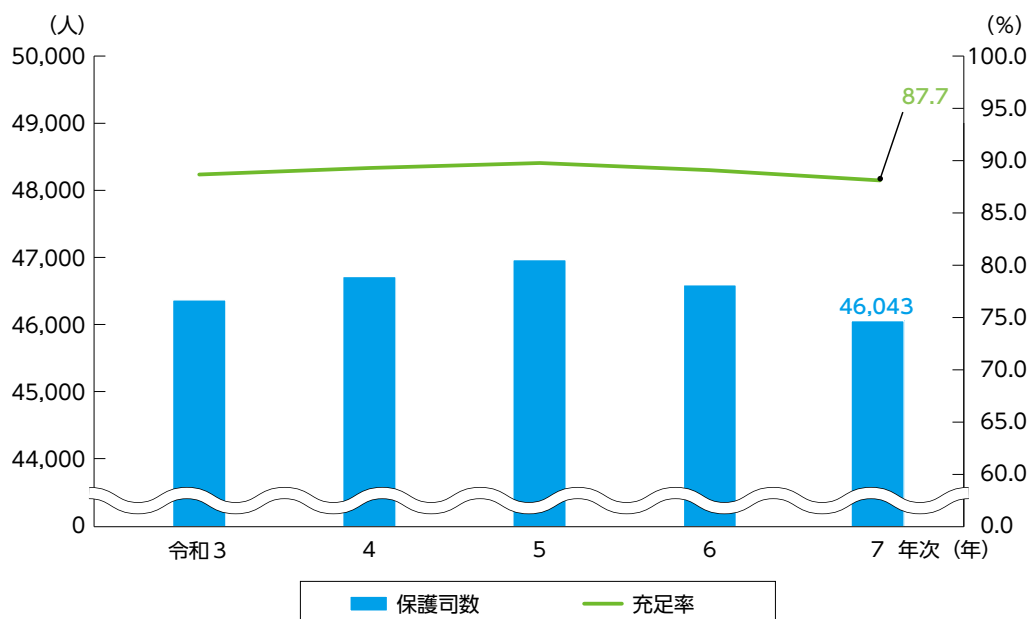
4 民間協力者の活動の促進等関係

(1) 保護司数及び保護司充足率【指標番号 20】

(令和3年～7年)

年 次	保護司数 (人)	充足率 (%)
令和3年	46,358	88.3
4	46,705	89.0
5	46,956	89.4
6	46,584	88.7
7	46,043	87.7

- 注 1 法務省調査による。
 2 各年1月1日現在の数値である。
 3 「充足率」は、定数（5万2,500人）に対する保護司数の割合である。



保護司数及び保護司充足率は、令和7年は4万6,043人、87.7%となり、令和6年（4万6,584人、88.7%）より減少・低下した。ただし、これは令和3年4月1日から開始した定年制に対する特例^{※6}により再任された保護司1,973人を含むものである。

(2) “社会を明るくする運動” 行事参加人数【指標番号 21】

(令和2年～6年)

年次	行事参加人員
令和2年	577,047
3	867,395
4	1,284,167
5	1,398,782
6	1,467,029

注 法務省調査による。

“社会を明るくする運動” 行事参加人数は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降は、当該運動における行事が大幅に制限されたこともあり、大幅に減少していたが、令和4年から、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、街頭広報活動や各種行事を再開したため増加に転じた。令和6年は146万7,029人であった。

5 地域による包摂の推進関係

地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号 22】

(令和2年～6年)

年次	策定地方公共団体数（策定割合）		
	都道府県	指定都市	その他の市町村（特別区を含む。）
令和2年	31/47	6/20	32/1,727
3	42/47	16/20	130/1,727
4	47/47	18/20	306/1,727
5	47/47	19/20	506/1,727
6	47/47	20/20	748/1,727

注 1 法務省調査による。
2 各年4月1日現在の数値である。

推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体^{※7}の数については、「再犯防止推進計画加速化プラン」において、令和3年度末までに100以上にすると成果目標を設定していたところ、令和3年4月に188団体となり当該目標を達成した。令和3年以降も増加しており、令和6年4月現在、都道府県が全47団体、指定都市が全20団体、その他の市町村（特別区を含む。）が748団体の合計815団体となっている。

※6 保護司の定年制に対する特例
これまで、76歳になる前日まで再任が可能であったところ、令和3年4月1日以降、保護司本人が希望すれば、78歳になる前日まで再任を可能とした。

※7 地方再犯防止推進計画の策定状況
https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html



6 その他の参考指標

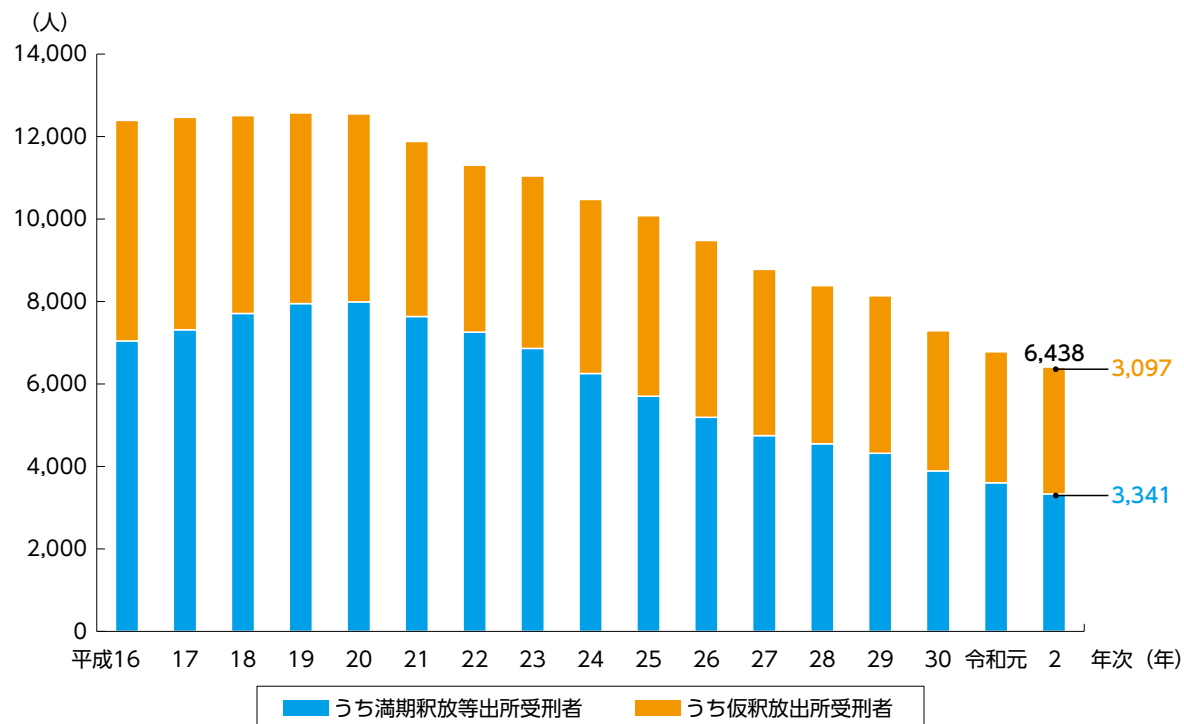
出所受刑者の5年以内再入者数及び5年以内再入率【指標番号 23】

(平成16年～令和2年)

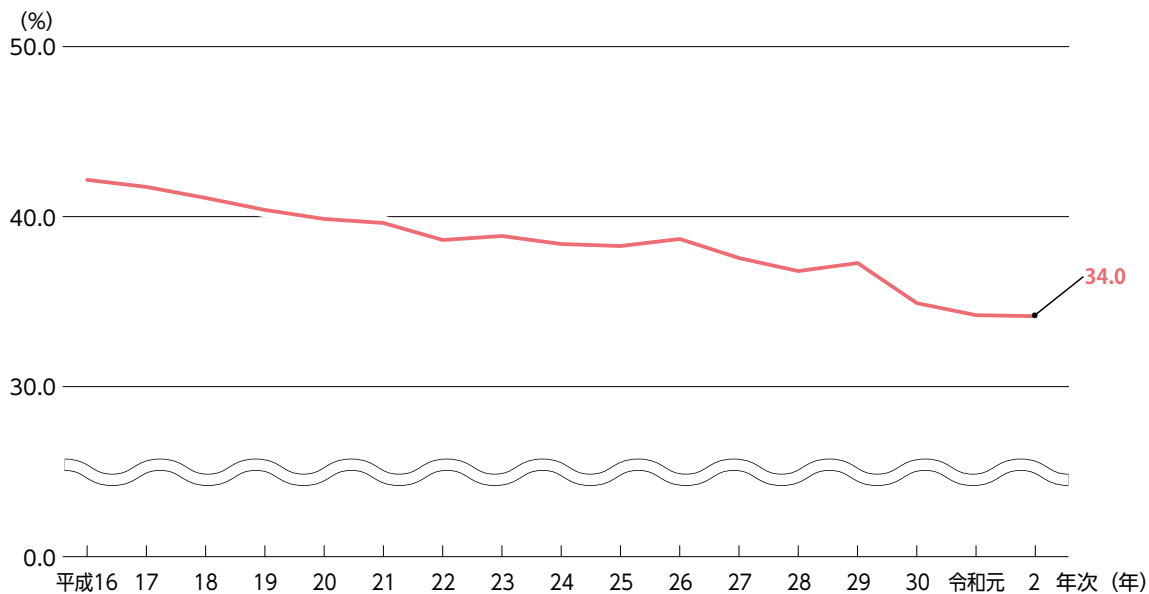
年次 (出所年)	出所 受刑者数	出所受刑者		5年以内 再入者数	再入者	
		うち満期 釈放等 出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者		うち満期釈放等 出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者
平成16年	29,526	12,836	16,690	12,444 (42.1)	7,071 (55.1)	5,373 (32.2)
17	30,025	13,605	16,420	12,522 (41.7)	7,343 (54.0)	5,179 (31.5)
18	30,584	14,503	16,081	12,558 (41.1)	7,741 (53.4)	4,817 (30.0)
19	31,297	15,465	15,832	12,625 (40.3)	7,981 (51.6)	4,644 (29.3)
20	31,632	15,792	15,840	12,602 (39.8)	8,021 (50.8)	4,581 (28.9)
21	30,178	15,324	14,854	11,933 (39.5)	7,669 (50.0)	4,264 (28.7)
22	29,446	14,975	14,471	11,352 (38.6)	7,283 (48.6)	4,069 (28.1)
23	28,558	13,938	14,620	11,086 (38.8)	6,893 (49.5)	4,193 (28.7)
24	27,463	12,763	14,700	10,519 (38.3)	6,275 (49.2)	4,244 (28.9)
25	26,510	11,887	14,623	10,124 (38.2)	5,724 (48.2)	4,400 (30.1)
26	24,651	10,726	13,925	9,514 (38.6)	5,214 (48.6)	4,300 (30.9)
27	23,523	9,953	13,570	8,812 (37.5)	4,768 (47.9)	4,044 (29.8)
28	22,909	9,649	13,260	8,415 (36.7)	4,565 (47.3)	3,850 (29.0)
29	21,998	9,238	12,760	8,175 (37.2)	4,334 (46.9)	3,841 (30.1)
30	21,032	8,733	12,299	7,319 (34.8)	3,909 (44.8)	3,410 (27.7)
令和元年	19,953	8,313	11,640	6,805 (34.1)	3,621 (43.6)	3,184 (27.4)
2	18,923	7,728	11,195	6,438 (34.0)	3,341 (43.2)	3,097 (27.7)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 「5年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、5年目の年末までに再入所した者の人員をいう。
 4 () 内は、各年の出所受刑者数に占める5年以内再入者数の割合である。

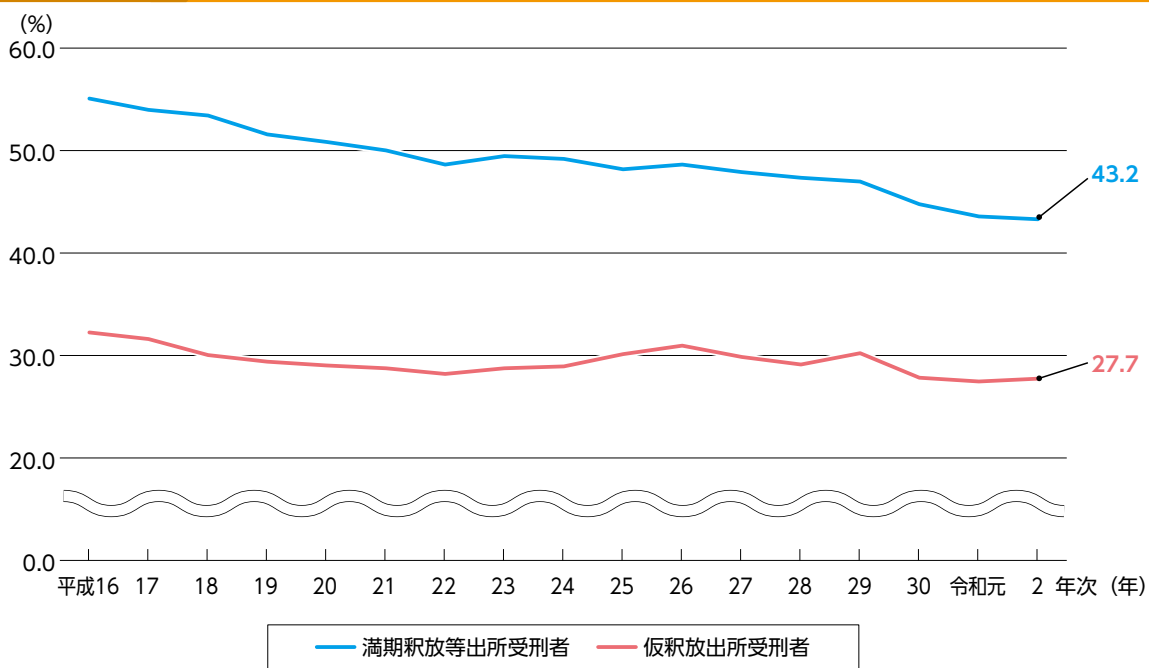
指標番号 23-1 出所受刑者の5年以内再入者数の推移



指標番号 23-2-1 出所受刑者の5年以内再入率の推移



指標番号 23-2-2 出所受刑者の5年以内再入率の推移 (出所事由別)



特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

基礎資料1

基礎資料2